

京都市訓令甲第33号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

第3条第27号中「で別に指定するもの」を削り、同条中第63号を第64号とし、第48号から第62号までを1号ずつ繰り下げ、同条第47号中「第49号」を「第50号」に改め、同号を同条第48号とし、同条第44号から同条第46号までを1号ずつ繰り下げ、同条第43号の次に次の1号を加える。

(44) 京都市消防賞じゅつ金支給条例第3条による功績の程度の認定に関すること。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)